

事務事業評価シート

評価年度	平成29年度	対象事業年度	平成28年度
------	--------	--------	--------

所属・ 担当者氏名	市民部 人権施策課 山田 員巨	評価責任者 (担当課長)	人権施策課長 山田 員巨
--------------	-----------------	-----------------	--------------

1. 事務事業の種類

① 事務事業の名称	隣保館管理運営事業(デイサービス事業を含む。)			② 整理番号	02310103-001
③ 第4次総合計画の施策の体系	章	心豊かな市民・教育・福祉			
	節	人権文化の創造			
	項	人権擁護の推進			
	号	推進体制の整備			
④ 関連する個別計画	大和高田市人権施策に関する基本指針			⑥ 事務の種類	自治事務
⑤ 根拠法令・条例等	大和高田市隣保館条例、大和高田市隣保館条例施行規則、大和高田市生きがい活動支援通所事業実施規則、曙町隣保館で実施する通所事業実施要綱				

2. 事務事業の概要

① 目的 (何のために)	地域社会全体の中での福祉の向上、住民の交流の場を設け、人権啓発の取組の拠点とするため。
② 対象 (誰・何を対象として)	地区住民及び近隣の住民
③ 手段 (どのようなやり方で)	地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活面における各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を行う。また、曙町隣保館において、デイサービス事業を行う。
④ 成果 (どのような効果を得ようとしているのか)	広域的な利用を促進し、住民意識の高揚の一助とする。

3. 投入された年間総事業費及び人件費の推移

※概算人件費は「人件費計算シート」による

(単位：千円、人)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
① 直接事業費	12,999	12,305	12,253	11,493	(予算) 12,679
② 概算人件費	(3.07) 22,801	(3.55) 25,922	(3.55) 23,851	(3.55) 25,262	
一般職員(職員数)	(3.07) 22,801	(3.55) 25,922	(3.55) 23,851	(3.55) 25,262	
嘱託職員(職員数)					
臨時職員(職員数)					
③ 合 計 (① + ②)	35,800	38,227	36,104	36,755	
④ 特定財源 (国・県支出金、市債など)	28,492	36,211	31,758	31,758	
⑤ 一般財源 (③ - ④)	7,308	2,016	4,346	4,997	

4. 評価指標

種類	指 標 名	指標の算出方法等	実 績 値			
			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
活動 指標	① 開館日数(4館)		1,082 日	1,114 日	1,097 日	635 日
	②					
成果 指標	① 利用者数	年間利用者数	10,957 人	8,608 人	9,654 人	8,270 人
	②					
効率 指標	① 参加者1人あたりのコスト	事業費/年間利用者数	3,267 円	4,441 円	3,740 円	4,444 円
	②	一般財源/年間利用者数	667 円	234 円	450 円	604 円

5. 項目別評価

評 価 の 視 点	3段階 評 価	評 価 の 根 拠
①妥当性 (目的及び市の関与は妥当ですか)	A	隣保館は、人権課題の解決に向けて人権啓発の発信、生活福祉の向上、周辺地域との交流や相談事業・講座の開催を中心とした事業展開の場として必要である。
②有効性 (成果は向上していますか、向上していない場合向上のために改善の余地はありますか)	A	広域的な住民利用を図り、人権擁護と人権意識の高揚と差別意識の解消に向けた啓発を強化するとともに、利用者向上のための改善を行う。
③効率性 (コスト・受益者負担は適切ですか、不適切な場合改善の余地はありますか)	A	住民ニーズが多様化する中、効果的、効率的な運営に心がけ、コストの削減を図りながら事業の展開を図る。施設が老朽化している館については、青少年会館との統合も考えて行きたい。

6. 今後の方向性

A 現状のまま継続、B 見直し（重点化、縮小、統合など）のうえ継続、C 休止、D 完了・廃止

判 定	具体的な改善・見直しの内容（「B 見直しのうえ継続」の場合に限る。）
A	☐ 人件費の重点化 ☐ 予算の重点化 ☐ 事業の縮小 ☐ 事業の統合 ☐ 実施内容の変更 ☐ その他

7. 2次評価

A 現状のまま継続、B 見直し（重点化、縮小、統合など）のうえ継続、C 休止、D 完了・廃止

判 定	具体的な改善内容・改善計画（「B 見直しのうえ継続」の場合に限る。）